

令和8年度の国民健康保険税について

子ども・子育て支援金分が追加されます

子ども・子育て支援施策にかかる財源の一部に充てるための特定財源として、国民健康保険のほか、全ての医療保険の加入者や事業主の方々を含む全世代・全経済主体から、世代を超えて社会全体で子育てを支えるため、医療保険料(税)とあわせて負担していただくこととなります。

税率が変わります

国民健康保険は、平成30年度から市町村ごとに国保財政を支える仕組みから広く県全体で国保財政を支える仕組みとなり、医療費等の支払いに必要な保険税は、県内で公平な負担となるよう、令和9年度までに県の示す保険税率へ移行する必要があります。

町では国保加入者の皆さまの負担が急激に上昇しないよう、令和9年度までに段階的な保険税率の見直しを行います。

区分		令和7年度	令和8年度
医療分	所得割	6.85%	8.25%
	均等割	37,800円	46,200円
後期分	所得割	2.8%	2.8%
	均等割	16,400円	16,400円
介護分	所得割	2.55%	2.55%
	均等割	16,200円	16,200円
子ども分	所得割	—	0.29%
	均等割	—	1,910円

※介護分は40歳以上65歳未満のかた、子ども分は18歳以上のかたが納めます。

問合せ 税務課(7番窓口) ☎62-1461

心身障害者自動車等 燃料費給付

心身障害者自動車等燃料費給付認定を受けている障がい者のかたに燃料費を給付しますので、請求してください。

給付金

燃料1リットルにつき50円

※1か月の対象量は自動車20リットル分、オートバイ5リットル分まで

対象期間

令和7年10月分～令和8年3月分

持ち物

- 身体障害者手帳または療育手帳
- 運転されるかたの運転免許証
- 車検証
- 燃料を購入したことがわかるもの(領収書など)

申請期限

4月10日(金)

注意事項

福祉タクシー利用券を交付したかたは対象外です。

問合せ 福祉課(4番窓口) ☎62-1233

伝統文化連絡会議への 参加希望団体の募集

町内の伝統的なお祭りや行事、芸能を伝える団体が抱える担い手不足や用具整備の資金不足などの課題解決に向けて話し合う「皆野町伝統文化連絡会議」を開催します。この会議への参加を希望する団体を募集します。

詳細は4月13日(月)以降、町ホームページおよび教育委員会事務局でお知らせします。

会議内容

- 課題解決に向けた取組の共有や情報の交換
- 補助金制度の活用と、計画や順番の決定

対象

町の伝統文化を伝える保存団体

問合せ 教育委員会事務局 ☎62-4563